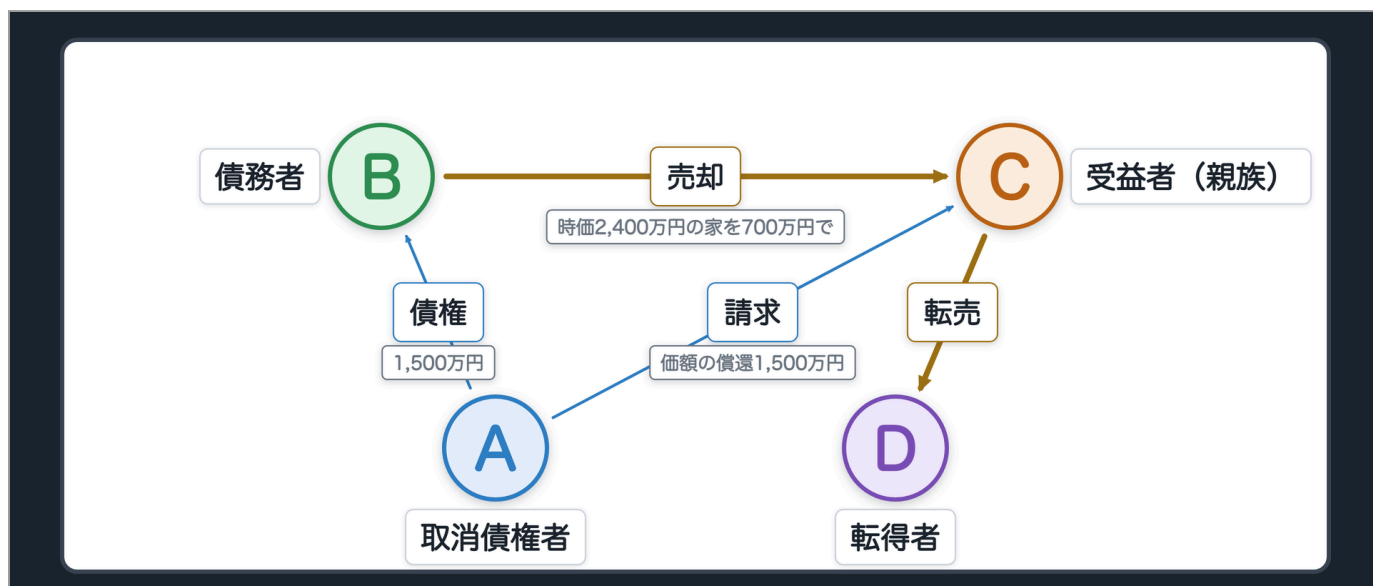


#209 詐害行為取消しの認容判決の効力と受益者の反対給付（425条・425条の2）

第4章 債権総論 #209／動画の内容を見返し用にまとめたものです（動画には含みません）。

1 取消しの判決は、誰にまで効くのか

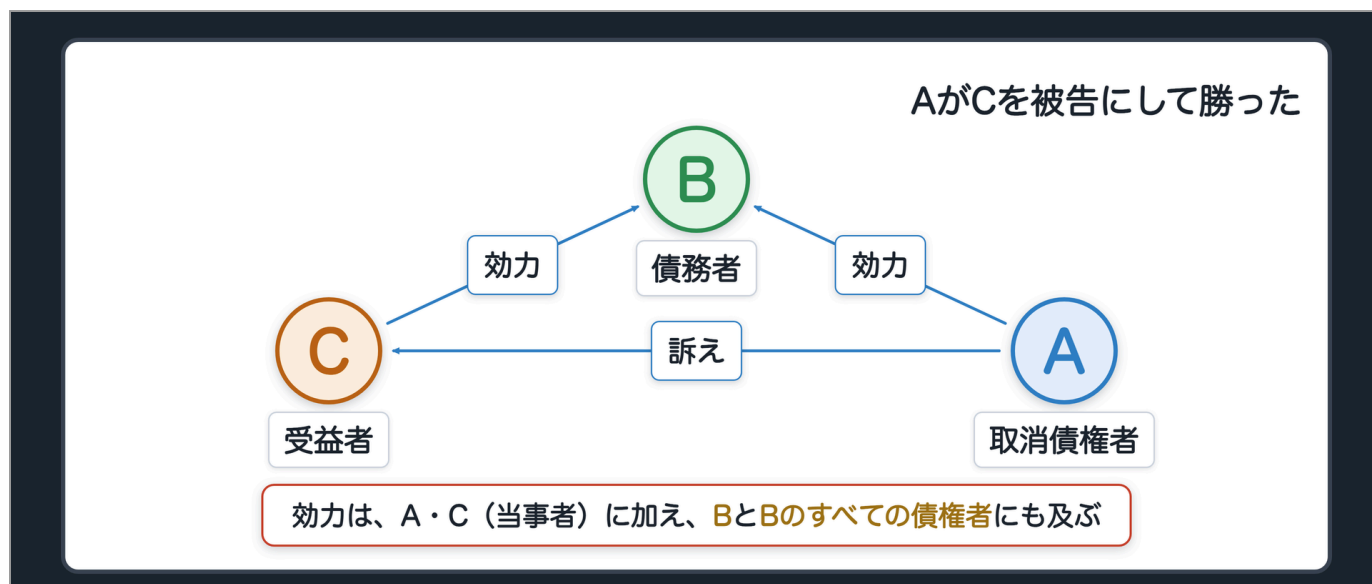
導入



図：冒頭の設例の関係図

- A 取消債権者、B 債務者、C 受益者(親族)、D 転得者
- AからBへ貸金1,500万円
- BからCへ売却(時価2,400万円の家を700万円で)
- CからDへ転売
- 取消しを認める判決が確定し、AはCから価額の償還として1,500万円を取り戻した
- 問い=訴えに加わっていないBの他の債権者も、戻った財産から回収できるのか／家の代金700万円を払ったCは、払い損なのか

設例の続きです。Aは、Bに1,500万円を貸しています。Bは、時価2,400万円の家を、親族のCに700万円で売り、Cは、その家をDに転売しました。取消しを認める判決が確定して、AはCから、価額の償還として1,500万円を取り戻しました。取消しの範囲も、お金の払い先も、前の回までに見たとおりです。ここで、2つの疑問が残ります。訴えに加わっていない、Bの他の債権者も、戻った財産から回収できるのでしょうか。そして、家の代金として700万円を払ったCは、払い損なのでしょうか。先に答えを言います。取消しを認める判決の効力は、被告になったCだけでなく、債務者のBと、Bのすべての債権者にも及びます。だから、家そのものがBの名義に戻る形なら、他の債権者も、その家に強制執行をかけられます。ただし、設例のように、Aが現金で受け取った1,500万円を、分けるとAに請求できるわけではありません。そしてCは、払い損ではありません。Bに、払った代金の返還を請求できます。今日は、根拠が混ざりますので、4つに言い分けます。条文という札を付けるのは、条文に書かれていることです。判例の札を付けるのは、最高裁や、その前の大審院の判決が述べたことです。立案の過程の説明という札を付けるのは、2017年の改正のとき、なぜそう決めたのか、として説明されていることです。こちらの説明という札を付けるのは、条文にも判例にも書かれていない、理解のための、この講義の説明です。



図：効力が及ぶ者の関係図

- ・ AがCを被告として訴え(訴え)、勝った
- ・ 効力は、A・C(当事者)、B 債務者、Bのすべての債権者に及ぶ(効力)
- ・ 円の役ラベル=A 取消債権者/B 債務者/C 受益者/D 転得者
- ・ 辺ラベルの語=訴え/効力

1つめの柱です。取消しを認める判決が確定したとき、その効力は誰に及ぶのか。条文を読みます。

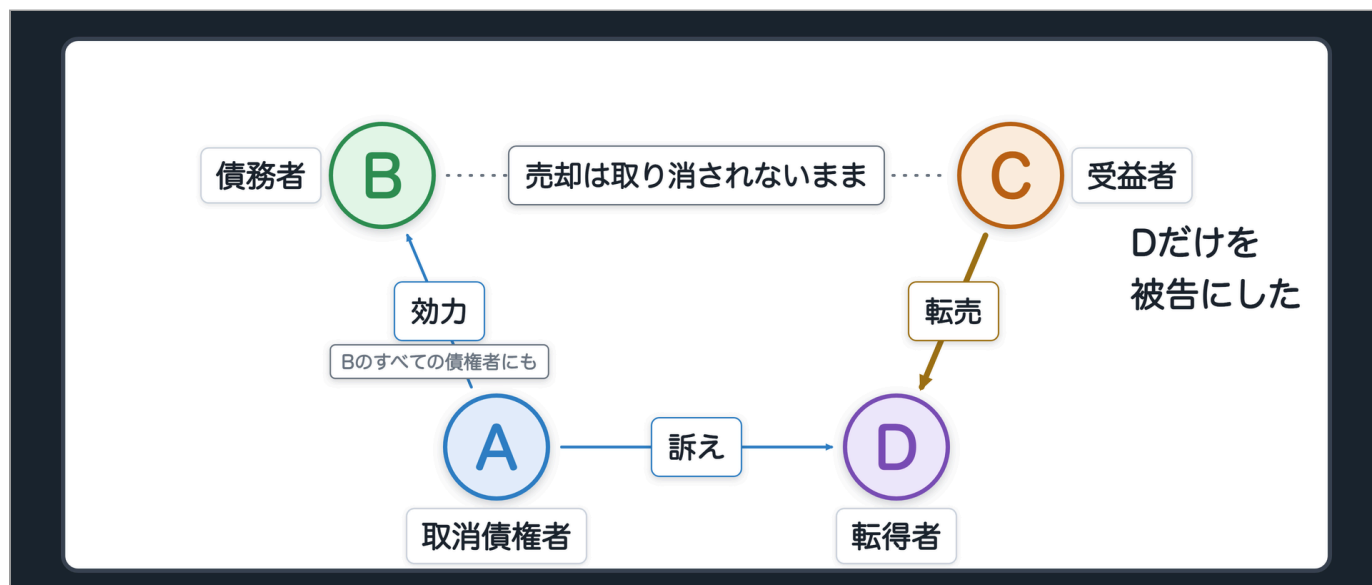
条文 民法425条

民法第425条

詐欺行為取消請求を認容する確定判決は、債務者及びその全ての債権者に対してもその効力を有する。

言葉を直します。認容するとは、請求を認めることです。確定判決とは、もう争えなくなった判決のことです。「に対しても」の、「も」が大事です。訴えの当事者に効力が及ぶのは、いわば当たり前で、それに加えて、債務者と、そのすべての債権者にも及ぶ、という意味です。当事者に及ぶという原則は、民事訴訟法の定めです。設例に当てはめます。AがCを被告にして、勝ったとします。効力は、まず当事者のAとCに及びます。次に、被告になっていないBにも及びます。前に、AがCに勝つと、Bも、Cへの売却は取り消された、という結果を受ける、と見たとおりです。さらに、Bの、すべての債権者にも及びます。訴えに加わらなかった債権者にも、取り消された、という結果が及びます。ここまでは、条文の札を付けます。

条文は、その全ての債権者、と書くだけで、前か後かを分けていません。ですから、どちらも入る、と読むのが自然です。ただしこれは、条文の言葉の読み方で、こちらの説明です。



図：転得者だけを被告にした場合の関係図

- ・ AがDだけを被告として訴え、勝った
- ・ 効力は、A・D・B・Bのすべての債権者に及ぶが、被告にしていないC 受益者には及ばない
- ・ 円の役ラベル=A 取消債権者/B 債務者/C 受益者/D 転得者

・ 辺ラベルの語=訴え／効力

次は、及ばない者です。AがCではなく、転得者のDだけを被告にして、勝ったとします。効力は、A・D、そしてBとBのすべての債権者に及びます。しかし、被告にしていないCには及びません。Cとの関係では、BからCへの売却は、取り消されていないままです。条文は、及び者を挙げていて、Cを挙げていません。ここから、及ばない、と読めます。条文の反対側から読む、こちらの説明です。設例で言えば、Dは、払った代金を、Cに返せと求めることができません。Cとの関係では、売却が取り消されていないからです。Dの立場は、後の回で扱います。条文の言葉を、もう1つ見ます。条文は、請求を認容する確定判決、と書いています。ここで、問いです。Aが負けた判決は、債務者や、他の債権者にも及びでしょうか？

及びません。条文が及ぶとしているのは、請求を認容する確定判決だけです。Aが負けた判決は、債務者や他の債権者を縛りません。条文の言葉で決まる点で、短答では、棄却は及ばない、という形で出ます。ここは、条文の札を付けます。ここは、論文で論点になりうる所です。425条は、成立の要件ではなく、効果を定めた条文です。条文どおりに、条文番号を付けて書いてください。

3 効力が及ぶことと、分配を請求できることは別

短答・論文共通

効力が及ぶことと、分配を請求できること

効力が及ぶ（425条）		分配を請求できる
中身	取り消された結果（財産がBの責任財産に戻ったこと）を、債務者とすべての債権者との関係で前提にできる	Aが自分に受け取ったお金を、他の債権者がAに分けろと求める権利
根拠の札	条文（425条） 意味づけ=立案の過程の説明・こちらの説明	判例 分ける義務を負うとは解されない
向く先	取消しの結果そのもの	Aが取ったお金の行き先

- ・ 分配の請求=前の回の判例（最判昭37・10・9）

図：仕分けの表

- ・ 2列=「効力が及ぶ(425条)」と「分配を請求できる(前の回の判例)」
- ・ 中身=取り消された結果(財産がBの責任財産に戻ったこと)を、債務者とすべての債権者との関係で前提にできる／Aが自分に受け取ったお金を、他の債権者がAに分けろと求める権利
- ・ 札=条文(425条)、意味づけは立案の過程の説明とこちらの説明／判例(分ける義務を負うとは解されない)
- ・ 向く先=取消しの結果そのもの／Aが取ったお金の行き先

ここで引っぱりかかります。前の回では、他の債権者は、取消債権者に分配を請求できない、と習いました。でも今日は、すべての債権者に効力が及ぶ、と言います。矛盾していませんか。大事な疑問です。結論から言うと、矛盾しません。2つは、別のことを言っています。表に仕分けます。左の列、効力が及ぶ、とは、取り消された、という結果を、その人との関係でも前提にできる、という意味です。取り消された結果とは、財産が、Bの責任財産、つまり前に見た、強制執行の対象になる財産に、戻ったことです。条文が定めているのは、ここまでです。意味づけとして、責任財産が戻ったことを前提に、すべての債権者が、強制執行などをできるようにする、と説明されています。これは、立案の過程の説明に、こちらの説明を足した言い方です。右の列、分配を請求できる、とは、Aが自分に受け取ったお金について、他の債権者が、Aに、分けろと求める権利のことです。これは、判例が、ない、と言いました。理由は、前の回で見たとおり、分ける時期や手続を決める規定が、法律に無いからでした。ここは、判例の札を付けます。たとえ話です。町内の掲示板に、この家はBのものに戻りました、と貼り出された場面を考えてください。町内の誰もが、それを前提に動けます。これが、効力が及ぶ、です。しかし、貼り出されたことは、貼り出させた人が手にしたお金を、他の人が分けてもらう権利にはなりません。これが、分配を請求できる、とは別だ、ということです。

設例で通します。家そのものを戻す形、つまり、Cがまだ家を持っていて、登記をBの名義に戻す場合なら、他の債権者は、Bの名義の家に、自分の債権で強制執行をかけられます。取り消された結果を前提にできるからです。一方、設例のように、Cが家をDに転売していて、AがCから現金で受け取った1,500万円については、他の債権者は、Aに、分けろと請求する権利を持ちません。前の回の判決は、取消債権者に、分ける義務は無い、と述べていました。場面を変えると、受益者がもともとBの債権者で、弁済を取り消された場合も、自分の債権の割合で分けた額、按分額の支払を拒めない、と前の回で見ました。これは、払う側の受益者の話で、受け取ったAに分けると言う話とは、別です。Aが受け取った1,500万円は、Bに返す債務を負いますが、自分の貸金と相殺、つまり差し引きすれば、事実上の優先弁済になります。前の回で見た、こちらの説明です。

効力が及ぶとは、取り消された結果を前提にできること。分配を請求できるかどうかは、別で、判例上は、ない。この一文を、答案でも崩さないようにしてください。

改正前と改正後の比較

観点	改正前	改正後（425条）
条文	旧425条 前条の規定による取消しは、すべての債権者の利益のためにその効力を生ずる	債務者及びその全ての債権者に対してもその効力を有する
効力の範囲	原告と被告の間だけ（相対的取消し） 債務者には及ばない 判例（大連判明44・3・24）	原告・被告に加え、債務者と全債権者
債務者の関与	被告にしない 告知の定めは無い	被告にしないのは同じ 訴訟告知が義務（424条の7第2項）
受益者の 反対給付	旧法の条文に定めは無い	425条の2が定める

図：改正前と改正後の比較表

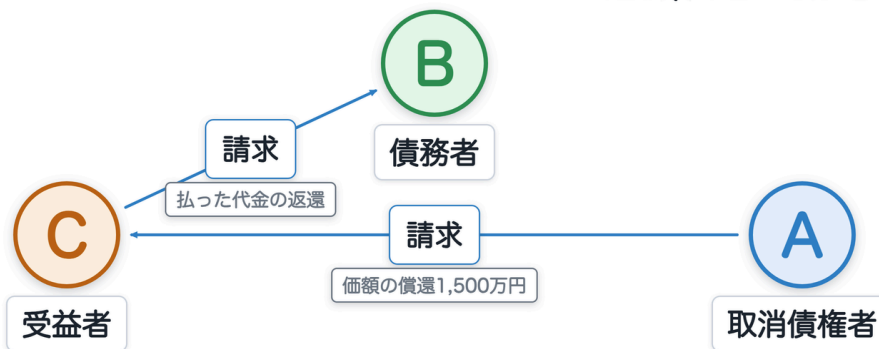
- ・ 観点4行
- ・ 条文=旧425条「前条の規定による取消しは、すべての債権者の利益のためにその効力を生ずる」／425条「債務者及びその全ての債権者に対してもその効力を有する」
- ・ 効力の範囲=原告と被告の間だけ(相対的取消し)・債務者には及ばない(判例 大連判明44・3・24)／原告・被告に加え、債務者と全債権者
- ・ 債務者の関与=被告にしない・告知の定めは無い／被告にしないのは同じ・訴訟告知が義務(424条の7第2項)
- ・ 受益者の反対給付=旧法の条文に定めは無い／425条の2が定める

2つめの柱です。改正前は、どうなっていたのでしょうか。表で並べます。改正前の条文は、旧425条です。取消しは、すべての債権者の利益のために、その効力を生ずる、と書いてありました。債務者への効力は、書かれていません。そして判例は、大審院の連合部の判決で、取消しの効力は相対的だ、としました。判決が述べたことは、詐害行為の取消しの効力は、訴訟の相手方に対しては、その行為を無効にするが、訴訟に関わらなかった債務者などに対しては、その行為は依然として存立する、ということです。これを、相対的取消しと呼びます。相対的とは、効力が、訴えの当事者の間だけにとどまる、という意味です。ここまでは、判例の札を付けます。表の下の段を見ます。改正前は、債務者を被告にしませんでした。そして、債務者への告知の定めも、ありませんでした。今は、被告にしないのは同じで、訴訟告知が義務です。ここで、以前の回で見た問いです。債務者を被告にしないのに、債務者に訴訟告知をするのは、なぜでしたか？

判決の効力が債務者にも及ぶので、被告にはしなくても、関わる機会を保障するため、でした。424条の7第2項が定める告知です。その理由づけは、立案の過程の説明でした。今日の425条で、その土台が条文になった、というつながりです。では、相対的取消しだと、何が不都合だったのか。ここは、こちらの説明で組み立てます。相対的取消しなら、債務者のBとの関係では、BからCへの売却は、取り消されていません。すると、Cは、家を返しても、取り消されたのだから代金を返せ、とBに言う根拠に欠けます。Bとの関係で売却が生きているなら、700万円は、正当な代金のままだからです。また、財産はBの責任財産に戻ったものとして扱うのに、Bとの関係では売却が生きたまま、という食い違いが残ります。そのため、他の債権者がその財産にどう関わるのかも、説明しにくくなります。立案の過程の説明では、こう説明されています。相対的取消しとはらず、判決の効力を、債務者にも及ぼすことにした。受益者が、ただ財産を返すだけで終わるのは酷だ、という批判もあった、と。債務者の側には、被告にしない代わりに、訴訟告知で関与の機会を与えます。表のいちばん下の段のとおり、旧法の条文には、受益者の反対給付の定めがありませんでした。今は、次に読む425条の2が定めています。論文では、改正前の相対的取消しは、判例の結論として覚えま

す。今は、条文が債務者と、すべての債権者に及ぼしている、という変化を押さえてください。

425条の2 CからBへの請求



図：425条の2の流れの図

- Cは、取り戻された家の価額の償還を、Aに払う(1,500万円)
- そのうえで、CからBへ、家の代金として払った代金の返還を請求する(額は、取消しが一部にとどまるとき断定しない)
- 辺ラベルの語=請求/返還
- 円の役ラベル=A 取消債権者/B 債務者/C 受益者

3つめの柱です。冒頭の問いの後半です。家の代金として700万円を払ったCは、払い損なのでしょうか。条文を読みます。

条文 民法425条の2

民法第425条の2

債務者がした財産の処分に関する行為（債務の消滅に関する行為を除く。）が取り消されたときは、受益者は、債務者に対し、その財産を取得するためにした**反対給付の返還**を請求することができる。債務者がその反対給付の返還をすることが困難であるときは、受益者は、その**価額の償還**を請求することができる。

3つに言い分けます。まず、括弧の外から読みます。債務者がした、財産の処分に関する行為が取り消されたとき、です。設例の、家の売却は、財産の処分に当たります。括弧書きは、債務の消滅に関する行為を除く、です。たとえば弁済のような、債務をなくす行為は、この条文の外です。その場合は、後の回で扱います。前段です。受益者は、債務者に対し、その財産を取得するためにした反対給付の返還を請求できます。反対給付とは、財産を手にするために、こちらが払った見返りです。設例では、Cが払った700万円が、反対給付です。たとえば、Cがまだ家を持っていて、家そのものをBに戻す、つまり売却の全部が取り消される場面なら、Cは、Bに対して、700万円の返還を請求できます。条文の札を付けます。後段です。債務者が、その反対給付の返還をすることが困難なときは、受益者は、その価額の償還を請求できます。設例の700万円は、お金ですから、返せます。後段の場面を見るために、ここからは別の例です。Cが、代金の代わりに、自分の絵画をBに渡していたとします。ところが、Bは、その絵画を、すでに手放して、返せません。このとき、Cは、絵画の価額の償還を、Bに求められます。価額とは、その絵画の値打ちを、お金に直した額です。これも、条文の札を付けます。

なぜCは、Bに返還を求められるのか

順	筋道	根拠の札
1	判決の効力が、Bにも及ぶ（425条）	条文
2	Bとの関係でも、BからCへの売却は取り消されたことになる	こちらの説明
3	Cが払った代金は、Bの手元に、法律上の原因なく残る	立案の過程の説明 こちらの説明
4	だから、Cは、Bに返すことを求められる（425条の2）	条文

- 改正前の相対的取消しでは、Bとの関係で売却が取り消されず、この筋道が立たなかった

図：CがBに返還を求められる筋道

- ・ 1 判決の効力がBにも及ぶ(425条)／2 Bとの関係でも売却は取り消されたことになる／3 Cが払った代金はBの手元に法律上の原因なく残る／4 だからCはBに返すことを求められる(425条の2)
- ・ 札=条文・こちらの説明・立案の過程の説明
- ・ 改正前の相対的取消しではこの筋道が立たなかった

Cが、Bに返還を求められるのは、判決の効力が、Bにも及ぶからです。今日の1つめの柱が、ここで使われます。Bとの関係でも、BからCへの売却は、取り消されたことになります。取り消されたなら、Cが払った代金は、Bの手元に、法律上の原因なく、つまり、持っている理由が無いまま、残ります。ですからCは、Bに、返すことを求められます。この組み立ては、立案の過程の説明と、こちらの説明です。改正前の相対的取消しでは、Bとの関係で、売却が取り消されていません。そのため、この筋道が立たなかった、というのが、さきほどの表の意味です。

返す順番と、Cの請求の額		
論点	中身	根拠の札
返す順番	Cが家を返す（または価額を償還する） →そのあとに、Cが代金を請求する 条文に順番は書かれていない	通説
同時履行	「代金に戻るまで返さない」とは言えない 言えるなら、Aの取戻しがCの都合で止まる	こちらの説明
請求の額	取消しが一部にとどまるとき、 700万円の全部か、取り消された分に見合う額か 断定しない	こちらの説明
Bが無資力	Cの請求は、他の債権者の債権と並ぶ一つの請求になりうる 全額を回収できるとは限らない	こちらの説明

図：返す順番とCの請求の額

順番も見ます。Cが、家を返す、または、設例のように、価額の償還をします。そのあとに、Cは代金の返還を請求する、という順番で考えるのが通説です。条文には、この順番は書かれていません。そして、Cは、前に見た同時履行、つまり、相手が返すまで自分も返さない、という言い分で、代金に戻るまで返さない、とは言えません。なぜか。もしCがそう言えるなら、Aの取戻しが、Cの都合で止まってしまうからです。この理由づけは、こちらの説明です。Cは、払った700万円を、全部確実に取り戻せるのでしょうか。そこは、断定できません。まず、設例では、取消しが、Aの債権額の1,500万円の限度にとどまります。時価2,400万円の家の売却が、一部だけ取り消されたわけです。このとき、700万円の全部を請求できるのか、取り消された分に見合う割合の額なのかは、条文に書かれていませんので、ここでは断定しません。こちらの説明です。次に、Bが無資力、つまり前に見た、自分の財産では債務を払いきれない状態になっているなら、Cの代金の返還の請求は、他の債権者の債権と並ぶ、一つの請求になりえます。Bの財産が全員には足りないので、Cが全額を回収できる、とは限りません。これは、条文には書かれていない見方で、こちらの説明です。ここは、論文で論点になりうる所です。425条の2は、効果を定めた条文です。条文どおりに、条文番号を付けて書いてください。前段と後段、それに括弧書きを、条文の言葉で言い分けます。

6 冒頭の問いに戻る——今日のまとめ

まとめ

今日のまとめ 3つの柱と根拠の札		
3つの柱		根拠の札
1	判決の効力が及ぶ者	条文 （425条・債務者・すべての債権者・認容判決のみ） 原告・被告に及ぶのは民事訴訟法の定め 分配の請求は別＝判例（分ける義務が無い）
2	相対的取消しとの比較	判例 （大審院連合部）→改正後は条文（425条） 訴訟告知とのつながり＝立案の過程の説明
3	受益者の反対給付	条文 （425条の2） 順番＝通説 同時履行で拒めない理由・Cの請求の姿＝こちらの説明

- ・ 答え＝他の債権者にも効力は及ぶが、**Aに分配を請求できるわけではない**
- ・ Cは、Bに、**払った代金の返還**を請求できる（額は断定しない）

図：今日のまとめ

- ・ 3つの柱と根拠の札
- ・ 1 判決の効力が及ぶ者=条文(425条・債務者・すべての債権者・認容判決のみ。原告・被告に及ぶのは民事訴訟法の定め)、分配を請求できるとは別=判例(分ける義務が無い)

- 2 改正前の相対的取消し=判例(大審院連合部)→改正後=条文(425条)、訴訟告知とのつながり=立案の過程の説明
- 3 受益者の反対給付=条文(425条の2)、順番=通説、同時履行で拒めない理由・Cの請求の姿=こちらの説明
- 最下段=答え
- 他の債権者にも効力は及ぶが、Aに分配を請求できるわけではない
- Cは、Bに、払った代金の返還を請求できる(額は断定しない)

冒頭の問いに戻ります。訴えに加わっていない、Bの他の債権者も、戻った財産から回収できるのか。そして、700万円を払ったCは、払い損なのか、でした。答えです。取消しを認める判決の効力は、Bと、Bのすべての債権者にも及びます。ですから、家そのものがBの名義に戻る形なら、他の債権者も、その家に強制執行をかけられます。ただし、Aが現金で受け取った1,500万円を、分けるとAに請求できるわけではありません。そしてCは、払い損ではありません。Bに、払った代金の返還を請求できます。3つの柱を、札を付けて整理します。1つめ、効力が及ぶ者です。原告と被告に加え、債務者と、すべての債権者に及びます。認容する確定判決だけで、棄却は及びません。これは、425条の条文です。分配を請求できるかは別で、できない、というのが判例です。2つめ、改正前は、大審院の連合部の判決が、取消しの効力は相対的で、当事者の間だけとしました。これは、判例です。今は、425条が、債務者とすべての債権者に及ぼしています。訴訟告知とのつながりは、立案の過程の説明です。3つめ、受益者の反対給付です。返還と、困難なときの価額の償還は、425条の2の条文です。返す順番は、通説です。同時履行で拒めない理由と、Cの請求の姿は、こちらの説明です。取消しの判決の効力と、Cが払った700万円は、分かりました。取り消された行為が、弁済のような債務の消滅行為だったときと、転得者が被告のときは、どうなるのか。それは、後の回で扱います。